

地区計画区域内の届出手引き



地区計画区域内※で土地の区画形質の変更、建築物の建築又は工作物の建設等を行う場合には、行為着手の30日前までに届出をしてください。

当該届出を受け、地区計画で定めた内容に適合しているか審査を行い、適合していない場合には適合していただくよう勧告することがあります。

※届出は、地区整備計画が定められている区域に限ります。



1. 届出が必要な行為（都市計画法第58条の2及び施行令第38条の4）

- ① 土地の区画形質の変更（都市計画法第29条に規定する開発許可を要する行為を除く）
 - 道路の新設、拡幅、廃止又は変更
 - 一団の土地を分割して二つ以上の宅地として利用する場合
 - 宅地以外の土地を宅地として利用する場合
 - 土地の切土、盛土
- ② 建築物の建築又は工作物の建設
 - 建築物の新築、増築、改築、移転又は工作物（門・塀・擁壁・広告物等）の建設を行う場合
- ③ 建築物等の用途変更
 - 建築物等の用途の制限が定められている区域内で、用途の変更を行う場合
- ④ 建築物等の形態又は意匠の変更
 - 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限が定められている区域内で、これらの変更を行う場合
- ⑤ 木竹の伐採（本市の定める地区計画区域内では届出不要）
 - 樹林地、草地等の保全に関する制限が定められている区域内で、樹木等の伐採を行う場合
- ⑥ 土石、廃棄物又は再生資源の堆積（本市の定める地区計画区域内では届出不要）
 - 土石、廃棄物又は再生資源の堆積に関する制限が定められている区域内で、土石等の堆積を行う場合

2. 届出書の作成（届出書は、正副で2部提出）

地区整備計画が定められている区域内で届出が必要な行為を行う場合は、行為の着手30日前までに届出の提出をお願いいたします。

(ア) 地区計画の区域内における行為の届出書（別記様式第11の2）

(イ) 委任状…事業主の押印必須

(ウ) 確認申請書(写)…1～5面を提出してください。

(エ) 案内図…事業区域を赤枠にて示してください。

(オ) 配置図兼外構図…敷地に接する道路の位置及び幅員を記載し、壁面後退線も記載してください。

(カ) 各階平面図…建築物である場合に限る

(キ) 着色立面図…屋根及び外壁のマンセル値を記載してください。

(ク) 断面図

(ケ) 求積図…土地の区画形質の変更が生じる場合

(コ) 土地の登記簿謄本(写)…土地の区画形質の変更が生じる場合

(サ) 公図(写)…土地の区画形質の変更が生じる場合

(シ) その他必要と認める図面等

※図面には必ず縮尺と方位を記載してください。

※図面は正しい縮尺で印刷されたものとしてください。

※外壁の色は国立市景観づくりガイドライン（建築物編）の色彩の基準を参考にご検討ください。

3. 変更届出書の作成（届出書は、正副で2部提出）

地区計画の届出後に設計又は施工方法の変更が生じた場合は、変更届の提出が必要です。

変更部分に係る行為の着手30日前までに提出をお願いいたします。

(ア) 地区計画の区域内における行為の変更届出書（別記様式第11の3）

(イ) 委任状……事業主の押印必須

(ウ) 添付図書

・届出書と同様の図面を準備してください。

・変更があった図面については、変更前後の図面を添付し、変更箇所を明記してください。

※届出内容に変更が生じる場合は、事前に都市計画課指導係までご相談ください。

4. 提出先

国立市役所 都市整備部 都市計画課 指導係

〒186-8501 国立市富士見台 2-47-1 TEL042-576-2111（内線 362）

地区計画の区域内における行為の届出書

令和 年 月 日

国立市長

届出者 住所

氏名

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

土地の区画形質の変更
 建築物の建築又は工作物の建設
 建築物等の用途の変更
 建築物等の形態又は意匠の変更
 木竹の伐採
 土石、廃棄物又は再生資源の堆積

について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所 国立市
- 2 行為の着手予定日 令和 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 令和 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積		m ²	
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別（建築物の建築・工作物の建設）（新築・改築・増築・移転）				
	(ロ) 設計の概要		届出部分	届出以外の部分	合計
		(i) 敷地面積			m ²
		(ii) 建築又は建設面積	m ²	m ²	m ²
		(iii) 延べ面積	(m ²)	(m ²)	(m ²)
		(iv) 敷地の地盤面の高さ から m	(vii) 緑化施設の面積		m ²
		(v) 高さ 地盤面から m	(viii) 用途		
(vi) 居室の床面の高さ から m	(ix) 垣又はさくの構造				
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積 m ²	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途		
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容				
(5) 木竹の伐採	伐採面積		m ²		
(6) 土石、廃棄物又は再生資源の堆積	物件の堆積を行う土地の面積		物件の種類		
	m ²				

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 都市計画法第12条の9に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。
 - (1) 当該建築物の建築については、(2)(ロ)(iii)延べ床面積欄の（ ）の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
 - (2) 当該建築物の用途の変更については、(2)(ロ)(i)敷地面積の合計欄及び(2)(ロ)(iii)延べ面積の合計欄（同欄中の（ ）は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄）についても記載すること。
- 5 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 6 敷地の地盤面の高さ及び居室の床面の高さは、地区整備計画において定められた基準からの高さとする。
- 7 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること。
- 8 (6)物件の種類欄には、土石、廃棄物又は再生資源の別及び当該物件の種類の内容を記載すること。

地区計画の区域内における行為の変更届出書

年 月 日

国 立 市 長

届出者 住所

氏名

都市計画法第 58 条の 2 第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- | | | | | |
|-------------------|----|---|---|---|
| 1 当初の届出年月日 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| 2 変更の内容 | | | | |
| 3 変更部分に係る行為の着手予定日 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| 4 変更部分に係る行為の完了予定日 | 令和 | 年 | 月 | 日 |

備考

- 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。